

1 検討会における主な意見

2
3 (2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めるに当たって)

4 [委員からの意見]

- 5 ・省エネ住宅の普及には、そのメリットについてキャンペーンを張ることが必要
- 6 ・省エネの徹底に向けては、消費者に分かりやすい情報提供が必要
- 7 ・地球温暖化対策は他の誰かがやるものではなく、国民一人一人が我がこととして
- 8 取り組むことが必要
- 9 ・省エネ対策は国民の意識を変えることとセット

10
11 [家庭・業務部門]

12 (住宅・建築物における省エネ対策の強化について)

13 ○中・長期的に目指すべき住宅・建築物の姿(断熱性能・省エネ性能)

14 [委員からの意見]

- 15 ・2030年に新築の建物に関してはゼロエネルギーを前提にすべき
- 16 ・省エネでかつ快適に健康に暮らせる高断熱住宅

17
18 ○住宅・建築物における省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)の取組

19 [委員からの意見]

- 20 ・ゼロエネ義務化を前提とすべき
- 21 ・早急に義務化すべき
- 22 ・ボトムアップでは限界。省エネ基準適合義務化、基準の段階強化は不可欠。ZEH・
- 23 ZEBも目標決めて、義務化していくことが重要
- 24 ・規制強化には賛成だが水準は、新築時・増改築時とも消費者に過度な負担になら
- 25 ないよう留意すべき
- 26 ・基本的には、省エネ基準の適合義務化は賛成だが、導入にあたっては、供給側・
- 27 運営側が体制を整える準備期間が必要
- 28 ・省エネ基準への適合義務化は、義務付けまでの期間は必要だと思うが重要
- 29 ・義務化にあたっては、建築確認の現場に大きな負担とないよう制度設計(手続
- 30 き・基準の簡素化)すべき
- 31 ・個人が建築主となる300㎡未満は、義務化の段階を分けることも考えられる
- 32 ・規制措置は、場合によっては財産権や職業選択の自由など憲法上の問題となり得る
- 33 ため、丁寧な制度設計が必要
- 34 ・一律の規制は慎重に検討すべき
- 35 ・建築士・工務店の習熟に向けて、実地訓練が必要

36
37 [団体ヒアリングのポイント]

- 38 ・義務化の素地は整いつつあるが、工務店の取組状況は実態把握が必要

- 1 ・合理的で納得度のある手段であれば協力
- 2 ・義務化は、説明義務の定着状況を踏まえるなど段階的に進めるべき。また基準の強化は十分な検討・配慮が必要。既存の省エネ基準適合は困難
- 3
- 4 ・義務化への対応は可能。ただし、全国の工務店が対応できる状況ではないので、支援体制が必要
- 5
- 6 ・現行基準への適合義務化は、問題ないとの認識だが、施工技術にはばらつきがあるので、実践的な講習が必要
- 7
- 8 ・基準を強化する場合は、一定のコストアップが想定され、小規模事業者は不利な立場となる可能性
- 9
- 10 ・経験不足の設計・施工者が一定数存在しているのは事実で、2極化が進行・改修時の省エネ基準適合は、技術的・コスト的にも課題
- 11
- 12 ・義務化に向けては混乱が生じないように、一定の周知期間を設けるとともに、国だけでなく、都道府県等を含めて適切な支援措置を講じるべき
- 13
- 14 ・基準引上げにあたっては、一律ではなく、用途によって実情をみながら、経済的影響を鑑み、段階的な改定を検討すべき
- 15
- 16 ・小規模建築物の施策は丁寧に進める必要
- 17 ・高性能建材を市場に普及させるためには、需要側の規制が必要
- 18 ・すべての新築住宅で省エネ計算を義務化すると、最低でも現状の2倍の審査体制が必要。大幅な基準の簡素化が必要
- 19

21 ○住宅・建築物における省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップの取組について

22 て

23 [委員からの意見]

- 24 ・高い性能を誘導する水準も必要
- 25 ・誘導措置について、地方の取組を全国に展開する取組を国として支援すべき
- 26 ・公共建築物は早急に ZEB 化すべき

27

28 [団体ヒアリングのポイント]

- 29 ・ZEH の普及には消費者の認知度向上が重要。掛かり増し費用に対する消費者の負担感が課題
- 30
- 31 ・2030 年平均 ZEH・ZEB は高いハードル。支援とステークホルダーの協力を前提に努力。現状、ZEB の取組は極めて少ない状況。水準を満たすこと自体が難しい
- 32
- 33 ・低価格の住宅購入者は、ZEH に対する追加費用が相対的に大きくなり負担感が大きい
- 34
- 35 ・ZEH の着工棟数の約 10%、LCCM、ZEB はこれからという状況。気象条件など地域特性を考慮した多様な ZEH の検討が必要
- 36
- 37 ・ZEH に取り組む事業者は少数。コストやそこまでの性能を建築主が求めないことが理由
- 38

- 1 ・2030年平均 ZEB はハードルが未だ高い状況。ストック改修は民間施設への補助の拡
2 大、税制優遇を要望

4 **○省エネ性能表示の取組**

5 [委員からの意見]

- 6 ・省エネ性能の表示を義務化もするのも重要。住宅ローン減税や融資などにおいて
7 性能表示と連動させた優遇措置とすべき
8 ・BELS を義務化することも重要。建てるにも借りるにも、その住宅の省エネ性能が
9 どれくらい高いのかを知ることが、経済的にも、自分の健康を守る意味でも重要
10 ・消費者の行動変容を促すためにもラベリングは重要

12 [団体ヒアリングのポイント]

- 13 ・消費者に分かりやすい省エネ性能の表示が重要
14 ・省エネ効果の見える化が重要

16 **○既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方**

17 [委員からの意見]

- 18 ・既築の公共建築物もゼロを目指して断熱改修を進めるべき
19 ・耐震改修のように断熱・省エネについても、公共事業として実施できないか
20 ・費用面で既存は難しい。国民の意識を高める上でも公共建築物で進めるべき
21 ・断熱性能・耐震性能も低いものは建替えを促進し、比較的新しいもので断熱性能
22 が低いものは断熱改修に支援すべき
23 ・部分的な断熱についても支援しないと拡がらない
24 ・地域の実情に応じた地域発信の取組が重要

26 [団体ヒアリングのポイント]

- 27 ・既存住宅の全面改修は費用面で現実的でなく、部分改修を活用することが重要
28 ・ストック対策は、手の及びにくい領域
29 ・既存住宅の省エネリフォームを急ぐべき
30 ・改修は後押しがないと進まない。部分改修を推進する制度緩和やコスト緩和の支援
31 措置が必要
32 ・ストックの断熱化が必要

34 [エネルギー転換部門]

35 **○再エネ・未利用エネルギーの利用拡大に向けた住宅・建築物分野における取組につ 36 いて**

37 [委員からの意見]

- 38 ・日当たりが悪いところなど例外措置はあるが、少なくとも新築は義務化すべき

- 1 ・義務化すべき。再エネの飛躍的拡大は不可避。そのなかで住宅屋根は非常に重要な
- 2 ポテンシャル。これを生かすには、消費者の選択を待つのではなく義務化が必要。
- 3 PPA モデルが普及すれば、義務付けも可能ではないか
- 4 ・日当たりによって義務化レベルを変えるとか、パネル設置の方法は様々な選択肢
- 5 があるということで検討を進めてはどうか
- 6 ・個人に過剰な負担を課した場合は憲法上の問題になる余地があるので丁寧な制度設
- 7 計が必要
- 8 ・高度利用が進む市街地では、日当たりの確保に課題。地域を限定する検討も必
- 9 要。エンドユーザーのコストアップ負担への支援も検討課題
- 10 ・発電効率・発電量が住宅によって違い、そのリスクを個人が負っている。義務化
- 11 となるとその問題が顕在化する
- 12 ・まずは、公共が取り組むべきではなど様々な課題
- 13 ・まずは、駐車場や公共施設の普及を徹底的に急いで行うべき。学校も含めて、取
- 14 組が全国的に広まると、有効な広報にもなる
- 15 ・まずは、住宅以外でやるべきところがある。そのうえで、住宅の屋根しか設置場
- 16 所が残っていないとなってから義務化すべきではないか
- 17 ・太陽光発電設備導入に係るコスト増は住宅取得を困難とする。ZEH 等で設置を進
- 18 め、並行して環境整備により消費者が選択するよう促すべき
- 19 ・義務化は、現場からみると何を言っているのかという印象。一律に義務化するの
- 20 は無茶。普及には思い切った助成制度が必要

21

22 [団体ヒアリングのポイント]

- 23 ・導入拡大には、事業リスクなど課題が多い。PPA モデルでも保証に対する懸念があ
- 24 る
- 25 ・仮に義務化を検討するのであれば、支援強化、法規制の緩和、技術開発、公共建築
- 26 物での有効性検証がセット
- 27 ・義務化は対応が困難
- 28 ・住宅の屋根だけでなく地域の内外へも設置を検討すべき
- 29 ・屋根面積が狭い場合の事業リスク、落雪によるトラブルも懸念。規制措置ではなく
- 30 誘導措置とすべき。まずは、公共建築物等で取組を先行させるべき
- 31 ・大規模建築物や共同住宅においては、設置面積に限界がある。技術的な課題もある